

高齢者等住宅除排雪事業

◆対象世帯

藤里町に住所を有し、現に居住している非課税世帯で、独力で除排雪が困難かつ、親族や近隣者の援助を受けることができない次のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上（平成26年3月31日で70歳になる方を含む）の高齢者のみの世帯
- ② 1級・2級の身体障害者手帳所持者のみの世帯
- ③ 障害程度「A」の療育手帳所持者のみの世帯

◆除排雪の内容

【玄関前除雪】

降雪により堆積した圧雪の深さが20cm以上るとき、除排雪することが困難な場合、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行います。

【屋根の雪おろし】

屋根の堆積した雪の厚さが50cm以上となったとき、積雪状況を勘案し雪おろしを行います。（対象部分は住宅部分のみで、物置等附属建物は除く。）

※それぞれの事業について、1回につき2万円を上限として助成します。

助成額を超える場合、超えた分については利用者負担となります。

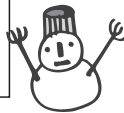
◆利用回数

1年度において、それぞれ3回まで利用できます。

◆利用方法

該当する世帯の方は、地区の民生児童委員または社協福祉員に要請依頼をしてください。現地訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協へ連絡をして町社協が実施を認めたととき、町内業者に連絡し除排雪を行います。

除排雪のながれ



非課税
70歳以上の高齢者世帯
1・2級身体障害者手帳所持者、
療育手帳A判定所持者のみの世帯

要請依頼

地区担当民生委員・社協福祉員

要請世帯現地確認

社協へ連絡

藤里町社会福祉協議会

業者による作業依頼

町内業者

除排雪の実施

【お問い合わせ先】

・藤里町社会福祉協議会

☎(79) 2848

・藤里町町民課 町民福祉係

☎(79) 2113

水道の凍結にご用心

いよいよ、冬の本格的シーズン。水道の凍結が心配です。

水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

- ① 水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。
- ② 日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。
- ③ 遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがありますので、囲いなどで水抜き栓を守る。
- ④ 冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。
- ⑤ 凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、役場生活環境課環境整備係（☎79-2115）に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

☆水道は、わたしたちの日常生活の中で欠くことのできない設備です。蛇口や水抜き栓の点検を十分に行い、冬の凍結に備えましょう。

国民年金保険料納付免除等制度について

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが難しい場合には、保険料が免除または猶予される制度が利用できます。

★保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請し承認されると免除になります。

【免除の種類】全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除

★若者納付猶予制度（30歳未満の方）

20歳以上30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請し承認されると納付が猶予されます。

★学生納付特例（学生の方）

大学、短大、専修学校等に在学する学生などで、本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請し承認されると納付が猶予されます。

※詳細については、お近くの年金事務所または、役場町民福祉係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鷹巣年金事務所

☎0186(62) 1497

藤里町町民課町民福祉係

☎(79) 2113